

山口県報

平成25年
3月29日
(金曜日)

目次

教委規則

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………一

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則……………二

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則……………二

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………二

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………四

教委訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………四

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………四

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………五

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………五

山口県立高等学校等校務決裁規程の一部を改正する訓令……………五



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部

を次のように改正する。

第十一条の表社会教育・文化財課の項の次に次のように加える。

世界スカウト
ジャンボリー開
催支援室

第十二条の表社会教育・文化財課の項の次に次のように加える。

世界スカウトジャンボリー及び日本ジャンボリーの開催の支援に關すること。

- 一 世界スカウトジャンボリー及び日本ジャンボリーの開催の支援に關すること。
- 二 青少年の国際理解の促進に關すること。
- 三 広報に關すること。
- 四 県民の参加の促進に關すること。

第十五条第二項の表課の項中「企画監 学校安全管理監」を「企画監」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 組織上の職の表本庁に關する部分中、「学校安全管理監」を削る。
別表第二の一 組織上の職の表本庁の項中

学校安全管理監
上司の命を受けて学校の安全管理及び生徒指導に関する
特定の事務を処理する。
を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第五号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第六号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の項備考の欄中「材料化学科」を「システム化学科」に、「応用化学科又は材料技術科」を「又は応用化学科」に改め、同項備考の欄中「山口県立水産高等学校」を「山口県立大津緑洋高等学校」に改める。

別表第二中「山口県立水産高等学校」を「山口県立大津緑洋高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第七号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「ほか」の下に「副校長」を加え、同条第十三項を第十五項とし、第八項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

第十一条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「校長」の下に「（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）」を加え、「その」を「校長の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

別表の1の表山口県立大津高等学校の項、山口県立日置農業高等学校の項及び山口県立水産高等学校の項を削り、同表山口県立萩商工高等学校の項中

機械科	3	
電気科	3	
建設工 字科	3	
機械・ 土木科	3	40

を「機械・土木科」に改め、「全日制課程機械科、電気科」

及び建設工字科は、平成23年度から生徒募集を停止する。」を削り、別表の4の表山口県立常陸総合支援学校の項中「36」を「22」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「49」を「46」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「35」を「38」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「38」を「33」に改め、同表山口県立山口

平成二十五年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会公印規程（昭和三十一年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表中「一 特別支援教育推進室長」を「二 教育庁室長（各一個）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第三号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「校長」の下に「副校長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第四号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「特別支援教育推進室」を「特別支援教育推進室、社会教育・文化財課にあつては世界スカウトジャンボリー開催支援室」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第五号

県立学校一般

山口県立高等学校等校務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県立高等学校等校務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県立高等学校等校務決裁規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「校長」の下に「副校長」を加える。

第五条中「前条の規定により」を「決裁権者は」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第八条第二項中「教頭」を「副校長、教頭」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「校長が不在」を「校長及び副校長が不在」に改め、「事項」の下に「又は副校長の専決事項」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

校長が不在のときは、校長が決裁すべき事項について、副校長が代決することができる。

第九条中「前条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に、「一」を「いずれかに」に、「校長」を「決裁権者」に改める。

第十条中「第八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「校長」を「決裁権者」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成
二十五年
三月
二十九日
印刷

発行
行人所

山口
県
知事
庁